

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：県民生活行政費

事業名 N P O 推 進 施 策 調 整 費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 県民生活課 N P O ・ 宗 教 法 人 係 電 話 番 号 : 058-272-1111 (内 2387)

E-mail : c11261@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 952 千円 (前年度予算額 : 952 千円)

< 財源内訳 >

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	952	0	0	0	0	0	0	0	952
要求額	952	0	0	0	0	0	0	0	952
決定額	952	0	0	0	0	0	0	0	952

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

地域の活性化を図るとともに、全ての人々がその能力を社会で発揮できるよう下支えを進める共助の社会をつくっていくためには、N P O 法人等による地域の絆を活かした活動が重要となってくる。

N P O 法人等の活力が最大限発揮されるために、N P O 法に基づく適切な指導・監督を行う。

(2) 事業内容

・ N P O 推 進 施 策 調 整 費

N P O 推 進 施 策 に 関 連 す る 事 務 費

・ 社 会 参 加 活 動 支 援 事 業 費

N P O 支 援 及 び 協 働 の 実 態 把 握 の た め 、 先 進 地 調 査 や N P O セ ミ ナ ー 等 へ 参 加 す る 。

・ N P O 法 人 認 定 調 査 業 務

・ 認 定 N P O 個 別 相 談 会 (5 圏 域 各 1 回)

・ 協 働 コ ー デ ィ ネ ー タ ー 派 遣 事 業 費

(3) 県負担・補助率の考え方

県が実施主体

- (4) 類似事業の有無
無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	53	講師等謝金
旅費	189	講師及び職員旅費
需用費	258	消耗品 242 事務用品 会議費 16 飲料
役務費	342	通信費
使用料及び賃借料	60	会場使用料
負担金	50	研修参加代
合計	952	

決定額の考え方

4 参考事項

- (1) 各種計画での位置づけ

【「清流の国ぎふ」創生総合戦略】

- 1 「清流の国ぎふ」を支える人づくり

- (2) 誰もが活躍できる社会

若者から高齢者まで年齢に関わらず活躍できる社会の確立

- (2) 国・他県の状況

内閣府において、法律の施行後3年を目途とする見直し規定に基づき、特定非営利活動促進法の見直し事項について検討されている。

- (3) 後年度の財政負担

県内のNPO法人の状況を見ながら事業の継続性を検証する。

- (4) 事業主体及びその妥当性

特定非営利活動促進法に基づく施行事務であり、県が指導・監督を行うことが妥当である。

事業評価調書

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 - (1) NPO推進施策調整費
特定非営利活動促進法に基づく法施行業務を適正に行う。
 - (2) 社会参加活動支援事業費
NPO活動及び協働の実態を把握し、施策に反映させる。
 - (3) NPO法人認定調査業務
認定基準への適合の有無を確認する。
 - (4) 認定NPO個別相談会
認定を目指す法人に必要な知識習得を促進する。
 - (5) 協働コーディネーター派遣事業費
NPOから事業提案等があった場合に、県事業担当課と調整し事業化を図る。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 (前々年度末時点)	目標	達成率
認定(特例認定) NPO法人数	0 (H23)	11 (H29)	10 (H30)	13 (H31)	15 (R4)	86.7%

指標を設定することができない場合の理由

(前年度の取組)

- ・事業の活動内容(会議の開催、研修の参加人数等)
 - (1) NPO推進施策調整費 特定非営利活動促進法に基づく法施行業務
 - (2) 社会参加活動支援事業費 セミナー等への参加、書籍の購入
 - (3) NPO法人認定調査業務 申請団体の法人事務所で実態確認を実施
 - (4) 認定NPO個別相談会
県内5圏域(岐阜、西濃、中濃、東濃、飛騨)で実施し、22名が参加した。認定制度の理解及び普及を図ることができた。
 - (5) 協働コーディネーター派遣事業費 申請なし

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
 NPO法の概要、法改正に伴う手続の周知等により、適切なNPO法人の運営に資することができた。今後は、認定NPO法人制度の普及・促進が見込まれる。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い ：必要性が低い	
(評価)	NPO法人が抱える課題の解決には必要性が高い。
・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている ：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価)	NPO法人が抱える課題の解決のための効果は得られている。
・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている ：向上の余地がある	
(評価)	実施方法を適宜見直し、効率化を図っている。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項 ・NPO法施行以降増加していた県内NPO法人数が平成30年度末で減少に転じるなど、NPO法人制度は転換期にあり、今後のNPO法人に対する支援施策について検討していく必要がある。 ・認定（特例認定）NPO法人数は目標に向け順調に増加していることから引き続き目標達成に向け、普及、促進を行う。 ・コロナ渦の中、活動に支障を来たすNPO法人の増加が見込まれることから、必要な情報発信や指導を行う必要がある。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 共助社会づくりを進める上で、NPOの果たす役割を高めていく。
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：県民生活行政費

事業名 コミュニティ活動担い手養成事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 県民生活課 交通安全・コミュニティ係

電話番号：058-272-1111 (内 2392)

E-mail：c11261@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 2,873 千円 (前年度予算額：3,497 千円)

< 財源内訳 >

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	3,497	0	0	0	0	0	269	0	3,228
要求額	2,873	0	0	0	0	0	263	0	2,610
決定額	2,873	0	0	0	0	0	263	0	2,610

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

県民が安全・安心に暮らすために、地域コミュニティの再生・活性化を図る必要がある。そのため、地域活動の担い手養成や担い手と地域課題を結びつける仕組みを作るなど、地域の絆づくりを総合的に推進することが重要となる。

(2) 事業内容

地域活動人材養成事業

- ・地域づくり人材養成講座 (実施期間：約6ヶ月)
- ・シニアリーダー養成講座 (派遣回数：5回)
- ・安全・安心まちづくりリーダー養成講座 (開催日数：2日間)

コミュニティ診断士活動促進等事業

- ・絆センター啓発推進員事業
- ・市町村職員向けコミュニティ研修会 (開催日数：1日)
- ・診断士活動促進事業
- ・診断士認定証授与式・研修会 (開催日数：各1日)

ぎふ地域の絆づくり支援センターの運営

(3) 県負担・補助率の考え方

地域コミュニティの再生・活性化、安全・安心なまちづくりの推進を図るため、県内各圏域において、広域的に人材を養成する事業であり、県が事業主体になることが妥当。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	1,002	講師等謝金
旅費	790	講師等費用弁償 383 職員旅費 407
需用費	526	消耗品 240 会議費 3 印刷製本費 283
役務費	200	連絡調整費、保険料
使用料及び賃借料	285	会場借上料、研修機器借上料
負担金	70	研修参加費
合計	2,873	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

【「清流の国ぎふ」創生総合戦略】

2 健やかで安らかな地域づくり

(2) 安らかに暮らせる地域

3 犯罪・交通事故防止の推進

(3) 誰もが暮らしやすい地域

1 地域を支援する人材の育成・確保

(2) 後年度の財政負担

5年を目途に事業の継続等について必要な検討を実施

事業評価調査書

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 - (1) 地域活動人材養成事業
地域づくりに関心のある人や地域の担い手を対象に講座を実施し、地域課題解決のための活動を創出・実践できる人材を養成する。
 - (2) コミュニティ診断士活動促進・組織化事業
ぎふ地域の絆づくり支援センターの啓発推進員として診断士を活用することで、現場(市町村・地域)とのつながりを創出し、診断士の活動を促進すると共に、センターと診断士の認知度を向上させる。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移	現在値 (前々年度末時点)	目標	達成率
地域活動の担い手養成講座受講者数 (累計)	()	()	202 (R元)	400 (R5)	50.5%

指標を設定することができない場合の理由

--

(前年度の取組)

- ・事業の活動内容(会議の開催、研修の参加人数等)
- ・地域づくり人材養成講座を2市町で開催し、75人が参加した。
- ・安全・安心まちづくりリーダー養成講座を開催し、17人が修了した。
- ・「岐阜県コミュニティ診断士活動促進事業要綱」に基づきグループ活動を支援。また、診断士に積極的に活動の場を提供した。2事業延べ7人。

(前年度の成果)

- ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
- ・市町村と連携して地域づくりの担い手を養成する講座を開催し、地域の課題を解決するための活動を創出できる人材を養成することができた。
- ・安全・安心まちづくりリーダー養成講座を通じ、共通課題の検討や新たな取組みの情報共有を行ったことで、地域安全活動の活発化が図られた。
- ・診断士を地域へ派遣することにより、診断士のスキル向上を図るとともに市町村職員や地域活動団体とのつながりを創出することができた。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<p>・事業の必要性(社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か) : 必要性が高い : 必要性が低い</p>	
(評価)	<p>人口減少や少子高齢化に伴い、地域活動の担い手が減少している。一方、NPO、ボランティア、民間企業、大学など多様な主体が地域活動を展開しており、多様な住民の理解・参画を得られる活動・組織づくりや、地域外の人材・組織と連携した活動展開が必要となっている。このため、住民活動を支援する人材の養成及び確保が求められている。</p>
<p>・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) : 概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている : まだ期待どおりの成果が得られていない</p>	
(評価)	<p>近年、地域課題が多様化・複雑化しており、地域住民の力だけでは解決できない課題が顕在化している。このため、地域(団体)に対し指導や助言を行うアドバイザーや、住民が地域課題の解決について話し合うワークショップを支援するコーディネーターを派遣することにより、地域の課題解決能力の向上や活動を通じた地域の絆づくりが促進できる。</p>
<p>・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) : 効率化は図られている : 向上の余地がある</p>	
(評価)	<p>コミュニティ診断士を圏域で組織化し、その活動(研修会・交流会等)経費を支援することにより、診断士同士がノウハウや経験を共有し、スキル向上を図ることができ、活動の活性化が図られる。また、組織ごとに業務依頼することで、事務効率化が図られるだけでなく、診断士同士の連携が強化された。</p>

(今後の課題)

<p>・事業が直面する課題や改善が必要な事項 地域活動の担い手不足や高齢化が進んでおり、若者や現役世代等新たな担い手を確保する必要がある。</p>
--

(次年度の方向性)

<p>・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 地域活動の担い手不足を解消するため、地域づくり人材養成講座、シニアリーダー養成講座及び安全・安心まちづくりリーダー養成講座を開催し、新たな担い手の確保と既存の担い手の能力向上を図る。</p>
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

<p>組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課</p>	
<p>組み合わせて実施する理由や期待する効果 など</p>	

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：県民生活行政費

事業名 安全・安心まちづくり推進事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 県民生活課 交通安全・コミュニティ係

電話番号：058-272-1111 (内 2391)

E-mail：c11261@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 958 千円 (前年度予算額：1,062 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	1,062	0	0	0	0	0	0	0	1,062
要求額	958	0	0	0	0	0	0	0	958
決定額	958	0	0	0	0	0	0	0	958

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

「安全・安心まちづくり県民運動」を更に推進していくため、関係機関との連携強化、県民の意識啓発等、行政が主体となって各種施策を展開していく。

(2) 事業内容

安全・安心まちづくり地域連携会議開催事業(事業費 88 千円)

地域防犯に取り組む官(県、市町村、教委、警察)と民(ボランティア団体、事業者等)の連携強化を図るべく、各地域において情報共有や意見交換を目的とした会議を開催する。(県内2箇所)

安全・安心まちづくり県民大会開催事業(事業費 475 千円)

県民の防犯意識の高揚を図るための大会を開催

開催時期：令和3年10月(全国地域安全運動期間中)

内 容：参加人員 300 名程度

安全・安心まちづくり賞等表彰、活動事例発表等

安全・安心まちづくり懇談会開催事業（事業費 162 千円）
県施策を検討するため、有識者から意見を諮問（年 1 回）

安全・安心まちづくり地域安全活動推進費（事業費 233 千円）
防犯ボランティア団体等への活動支援の一環として情報提供及び活動物品（ベスト、腕章等）を支給する。

（ 3 ） 県負担・補助率の考え方

県が推進する「安全・安心まちづくり県民運動」を展開するため。

（ 4 ） 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	144	委員謝礼等
旅費	143	研修会講師旅費、職員旅費等
需用費	230	資料代、ボランティア団体等活動物品購入代
役務費	263	郵送料等
使用料及び賃借料	178	駐車場代、会場借上料
合計	958	

決定額の考え方

4 参考事項

（ 1 ） 各種計画での位置づけ

【「清流の国ぎふ」創生総合戦略】

2 健やかで安らかな地域づくり

（ 2 ） 安らかに暮らせる地域

3 犯罪・交通事故防止の推進

（ 2 ） 後年度の財政負担

犯罪情勢を見ながら事業内容について検討する。

（ 3 ） 事業主体及びその妥当性

地域と一体となって、犯罪や事故の撲滅・防止を図り、安心して暮らせる地域をつくるため、県がその主体的役割を果たすことが妥当である。

事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
県民の「地域の安全は地域で守る」意識の高揚を図るとともに、地域防犯ボランティア活動の推進、地域防犯に携わる各実施主体の連携を強化し、犯罪のない安全で安心できるまちづくりを進める。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業 開始前	指標の推移		現在値	目 標	達成率
				(前々年度末時点)		
防犯フレンドリー企業 登録数(累計)	- (H22)	175社 (H29)	178社 (H30)	179社 (R1)	200社 (R4)	89.5%

指標を設定することができない場合の理由

(前年度の取組)

- ・事業の活動内容(会議の開催、研修の参加人数等)
- (1)安全・安心まちづくり地域連携会議の開催
R1年12月、R2年2月 県内2箇所で開催
- (2)安全・安心まちづくり県民大会の開催
R2年10月20日(火) ぎふ清流文化プラザで開催
- (3)安全・安心まちづくり懇談会の開催
R2年7月28日(火)に開催
- (4)安全・安心まちづくりアドバイザーの派遣
R1年4月25日他、延べ4回派遣
- (5)安全・安心まちづくりリーダー養成講座の開催
R1年7月25日、8月26日に多治見市で開催

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
「安全・安心まちづくり県民運動」の展開により、防犯活動を担うボランティア、企業の増加や関係機関の連携、県民の防犯意識の高揚につながっている。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） : 必要性が高い : 必要性が低い 	
(評価)	刑法犯認知件数は減少しているが、子どもの声掛け事案やニセ電話詐欺など県民の治安に対する不安は続いており、「地域の安全は地域で守る」という意識の高揚を図り、地域防犯活動を支援する事業の必要性は高い。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） : 概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている : まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	地域防犯活動に取り組む団体は増加し、また、刑法犯認知件数もピークの平成14年度の2.5割となっており、地域の治安回復に一定の効果があつたものと考えられる。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） : 効率化は図られている : 向上の余地がある 	
(評価)	必要最低限の経費で効果的な内容としている。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 防犯ボランティア団体においては、活動するメンバーの高齢化や人材の育成が課題となっており、人材の育成、情報の提供等の支援が必要となっている。
--

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 「地域の安全は地域で守る」意識の高揚を図り、県民の自助意識、地域の共助意識の高まりへ繋げていくとともに、住民が主体的に地域安全活動に取り組めるよう、行政からの支援を行っていく。
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	
組み合わせる理由や期待する効果 など	

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：県民生活行政費

事業名 暮らしの安全教育教材制作事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 県民生活課 消費生活安全係

電話番号：058-272-1111(内 2985) E-mail：c11261@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 3,352 千円 (前年度予算額：2,703 千円)

< 財源内訳 >

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄 附 金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	2,703	0	0	0	0	0	0	0	2,703
要求額	3,352	0	0	0	0	0	0	0	3,352
決定額	3,352	0	0	0	0	0	0	0	3,352

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

- ・消費生活、防犯、交通安全、NPOとの協働など様々な情報が様々な所から発信され、情報過多で分かりにくい面があったが、これらの情報を「暮らしの安全」情報として一元化し、暮らしに潜む危険から自らを守る意識を醸成していく。
- ・消費トラブル、事件・事故の被害者は高齢者に多いため、高齢者とともに、未来を担う子どもたちを被害から守る必要がある。
- ・高齢者の被害防止とともに、少子化が進む中、未来を担う地域の宝である子供たちの被害防止は喫緊の課題である。

(2) 事業内容

暮らしの安全に関するガイドブック及びカレンダーの作成

消費生活、防犯、交通安全、NPOとの協働など、県民の日常生活により身近な「暮らしの安全」に係る情報を、分かりやすく伝えるための小学生向け教材及び高齢者向けカレンダーを作成する。

総合学習における「暮らしの安全」教育

総合学習の時間で「暮らしの安全」を積極的にテーマとして取り上げる県

内の小学6年生全員にガイドブックを配布し、教育現場で活用する。

(作成部数：20,500部)

高齢者世帯訪問

老人クラブ未加入世帯を中心に、高齢者世帯を直接訪問して、暮らしに潜む危険への対応や実際に起きた事例をカレンダー示しながら配布。

(作成部数52,000部：高齢者世帯訪問35,000部、消費者行政及び福祉部門17,000部)

(3) 県負担・補助率の考え方

地域と一体となって、安心して暮らせる社会を実現するため、県負担が必要である。

(4) 類似事業の有無

なし

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	3,352	暮らしの安全に関するガイドブック及びカレンダーの作成
合計	3,352	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

【「清流の国ぎふ」創生総合戦略】 2 健やかで安らかな地域づくり

(2) 安らかに暮らせる地域

3 犯罪・交通事故防止の推進

【岐阜県消費者施策推進指針】 1 消費者教育・啓発

(2) 後年度の財政負担

・5年を目途に事業の継続等について必要な検討を実施する。

(3) 事業主体及びその妥当性

地域と一体となって、暮らしの安全の確保を図り、安心して暮らせる社会を実現するため、県がその主体的役割を果たすことが重要である。

事業評価調査書

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
暮らしに潜む危険を認識し、消費トラブルや事件・事故から自らを守る力を向上させ、暮らしの安全意識の醸成を図る。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移	現在値 (前々年度末時点)	目標	達成率
高齢者世帯訪問数 (累計)	178,672 (H27)	278,225 (H30)	308,444 (R1)	432,542 (R5)	71.3%

指標を設定することができない場合の理由

(前年度の取組)

・事業の活動内容(会議の開催、研修の参加人数等)
高齢者向け及び小学生向けに暮らしの安全に関するガイドブックを作成した。高齢者向けは世帯訪問や出前講座で配布し、小学生向けは各校に配付した。

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
高齢者や小学生の被害の未然防止、及び万が一被害に遭った場合にもすぐに近くの相談センターに相談し被害を最小限に抑えることが期待できる。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い ：必要性が低い 	
(評価)	高水準で推移する高齢者の消費トラブル、事件・事故の未然防止のため、家庭、学校、地域において、暮らしの安全に関する教育を行う事業の必要性は高い。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている ：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	高齢者向けは、世帯訪問により配布するとともに、出前講座にて活用していただいている。小学生向けは、小学6年生全員に配付し、家庭科の授業等で活用していただいている。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている ：向上の余地がある 	
(評価)	冊子の軽量化を図り、世帯訪問時の負担を軽減した。小学生向けは配布時期を夏休み明けとし、授業で活用しやすくした。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 地域と行政が一体となって、安心して暮らせる社会づくりのための事業展開が必要である。

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 消費生活、防犯、交通安全等の県民生活に係るニーズを踏まえ、5年を目途に事業継続について検討を行う。
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	
組み合わせる理由や期待する効果 など	

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：県民生活行政費

事業名 消費者教育支援事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 県民生活課 消費生活安全係

電話番号：058-272-1111(内 2985) E-mail：c11261@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,828 千円 (前年度予算額：1,959 千円)

< 財源内訳 >

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄 附 金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	1,959	0	0	0	0	0	1,250	0	709
要求額	1,828	0	0	0	0	0	1,250	0	578
決定額	1,828	0	0	0	0	0	1,250	0	578

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

- ・県の相談窓口寄せられる未成年者の相談内容は、携帯電話やインターネットの普及により、有料サイト名目の不当請求に関するものが多く寄せられている。
- ・未成年者の契約には、親権者の同意が必要であるが、成人すると自由に契約できるようになるため、20歳前後から事業者の勧誘が増える状況にある。
- ・このため、成人になる前に社会に出てから消費者トラブルに巻き込まれないよう、学校教育において、消費生活に関する基礎知識、消費生活相談の事例や対処方法などを身につける必要がある。
- ・2022年に成年年齢が引き下げられるため、若年者の消費者教育を強化する必要がある。

(2) 事業内容

(1) 学校等消費者教育支援事業費

消費者教育指導用の副教材の作成

- ・学校における消費者教育の資料として活用できるよう、若者が巻き込まれやすい消費者トラブルの事例とその対処方法を中心とした消費者教育指導用の副教材を作成し、県内の各高等学校等に配付する。

発行時期 令和4年3月

内 容 若者が巻き込まれやすい消費者被害の事例と対処方法

作成部数 24,000部

配布先 県内学校（高校等）、教育関係機関、市町村等

(2) 金融教育促進事業費

金融広報中央委員会の県内事務局である岐阜県金融広報委員会と連携し、教育分野や一般に対する金融教育の促進を図るとともに、金融トラブルに巻き込まれない健全で合理的な家計運営に対する啓発を行う。

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
旅費	15	打ち合わせ旅費
消耗品費	184	啓発資料
委託料	1,457	高校生向け副読本印刷
負担金	90	岐阜県金融広報委員会負担金
役務費	82	電話代・切手代
合計	1,828	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

【「清流の国ぎふ」創生総合戦略】 2 健やかで安らかな地域づくり

(2) 安らかに暮らせる地域

3 犯罪・交通事故防止の推進

【岐阜県消費者施策推進指針】 1 消費者教育・啓発

(2) 国・他県の状況

・消費者教育推進法が平成24年12月に施行されたことを受け、国及び他県が消費者教育を推進

(3) 後年度の財政負担

・学校現場の状況を見ながら事業内容（副教材の作成）について検討する。

(4) 事業主体及びその妥当性

・若者の消費者被害の未然防止を図り、安心して生活できる地域をつくるため、県が高等学校の教員と連携して取り組むことが重要である。

事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・消費者トラブルが後を絶たない状況の中、トラブルに巻き込まれないよう消費者として必要な知識を身につけることが必要である。消費者教育は、早期に行うことが望ましいため、若者が巻き込まれやすい悪質商法の手口や対処方法を学んでもらうことが必要である。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移	現在値 (前々年度末時点)	目標	達成率
消費生活に関する講座の小・中・高・大学生の参加者数(累計)		3,132 (H30)	4,971 (R1)	18,000 (R6)	27.6%

指標を設定することができない場合の理由

(前年度の取組)

・事業の活動内容(会議の開催、研修の参加人数等)
県内の高校生、教育関係機関、出前講座等で配布するため、27,000部の副読本を作成した。

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
消費者教育用の副読本を作成・配付し、学校の授業で活用していただくことで若者の消費者トラブルの未然防止を図る。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い ：必要性が低い 	
(評価)	平成 24 年 12 月に「消費者教育の推進に関する法律」が成立し、県においても学校における消費者教育の推進を図っていく必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている ：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	悪質商法の手口と対処方法を理解し、トラブルに巻き込まれることを防ぐとともに、困ったときの相談先を知っていれば、問題を早期に解決することが可能となる。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている ：向上の余地がある 	
(評価)	県内高校生（1 年生全員）に配布することから、ほとんどの若者が 1 度は消費者教育について学習する機会がある。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 2020 年に成年年齢が引き下げられるため、引き続き若年者の消費者教育に取り組む必要がある。
--

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 若者の消費者トラブルが依然として続いていることから、引き続き副読本の作成を行う。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	
組み合わせる理由や期待する効果 など	

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：県民生活行政費

事業名 消費者教育教員研修開催費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 県民生活課 消費生活安全係

電話番号：058-272-1111(内 2985) E-mail：c11261@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 451千円(前年度予算額：451千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄 附 金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	451	451	0	0	0	0	0	0	0
要求額	451	451	0	0	0	0	0	0	0
決定額	451	451	0	0	0	0	0	0	0

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

- ・岐阜県消費者施策推進指針に基づき、幼児期から高齢期までの各段階に応じ、消費者教育を体系的に実施していくため、学校教育における消費者教育の充実に取り組んでいく必要がある。
- ・消費者教育を担う教員が消費者教育の内容とその重要性を理解し、子どもが身につけるべき力を認識したうえで、授業を行う必要がある。
- ・国の「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」の中で、教員に対する研修の推進に取り組むとしている。

(2) 事業内容

幼稚園、小・中・高等学校の家庭科等の教員を対象に、消費者教育の視点、授業展開、授業実践例の紹介など消費者教育の授業に役立つ研修を実施する。

・幼稚園教員対象

幼児期に身につけるべき消費者力とは、教材を活用した授業実践

・小学校教員対象

子どもが身につけるべき消費者力とは、インターネットの危険性等

・中学校教員対象

消費者教育の視点、中学校家庭科における授業展開、実践事例紹介等

- ・ 高校教員対象
消費者教育の視点、高校家庭科における授業展開、実践事例紹介等

(3) 県負担・補助率の考え方

岐阜県消費者施策推進指針に掲げられている事業であり、県下全域の学校関係者への研修であるため、県実施が必要である。

(4) 類似事業の有無

なし

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	208	講師謝金
旅費	120	講師費用弁償
消耗品費	36	資材購入費等
委託料	87	研修委託
合計	451	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- 【「清流の国ぎふ」創生総合戦略】 2 健やかで安らかな地域づくり
 (2) 安らかに暮らせる地域
 3 犯罪・交通事故防止の推進
- 【岐阜県消費者施策推進指針】 1 消費者教育・啓発

(2) 国・他県の状況

- ・ 消費者教育推進法が平成 24 年 12 月に施行されたことを受け、国及び他県が消費者教育を推進

(3) 後年度の財政負担

- ・ 研修受講者数の推移を見ながら事業の継続性について検証する。

事業評価調査（県単独補助金除く）

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

子どもたちが「自立した消費者」となるよう支援するため、幼稚園、小・中学校及び高等学校の教員に対して、消費者教育の授業に役立つ研修を実施し、教員の資質向上を図る。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業 開始前	指標の推移		現在値 <small>(前々年度末時点)</small>	目 標	達成率
		(H29)	(H30)			
消費者教育教員研修 参加人数（年間）	- (H26)	1,418 人 (H29)	192 人 (H30)	205 人 (R1)	200 人 (R6)	102.5%

指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
 県教育委員会学校支援課や小・中・高等学校の家庭科教員で構成する教育研究会家庭科部会と連携して、消費者教育の実践事例の紹介等を行った。

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
 小・中・高等学校の社会科・家庭科教員が消費者教育の重要性と子どもが身につけるべき力を認識し、消費者教育の授業を行うことができた。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い ：必要性が低い 	
(評価)	消費者教育は早期に行うことが重要であり、児童・生徒に対して消費者教育を教える立場にある教員に対する研修を行うことは効果的である。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている ：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	消費者教育に精通している専門家による講義であり、家庭科等の教員が、消費者教育の重要性と児童・生徒が身につけるべき力を認識したうえで、授業を行うことができる。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている ：向上の余地がある 	
(評価)	授業実践に役立つ研修を小・中・高等学校の段階別を実施することで、効果的に消費者教育を推進することができる。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 全ての小・中学校及び高等学校の教員が、児童・生徒が社会人になる前の消費者教育の重要性を認識し、効果的な授業ができるよう、研修内容の充実を図る必要がある。
--

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 次年度以降は他教科での実施を検討するとともに、事例紹介、授業評価等実践に重点を置いた研修を実施する。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	
組み合わせる理由や期待する効果 など	

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：県民生活行政費

事業名 若者向け消費者教育教材制作事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 県民生活課 消費生活安全係

電話番号：058-272-1111(内 2985) E-mail：c11261@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 2,897 千円 (前年度予算額： 300 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄 附 金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	300	300	0	0	0	0	0	0	0
要求額	2,897	2,897	0	0	0	0	0	0	0
決定額	2,897	2,897	0	0	0	0	0	0	0

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

- ・ 県では令和2年3月改正の「岐阜県消費者施策推進指針」に基づき、消費者教育を幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に実施していくため、若者向けの消費者教育の充実に取り組んでいく必要がある。
- ・ 主に大学生から社会人の年代は、経済的に自立しても社会経験の乏しい若者が悪質商法のターゲットとなりやすいことから、契約や金融の基礎知識と生涯を見通した生活設計能力を身に付ける必要がある。
- ・ そのため、高校卒業後も大学や事業所において、消費者教育を受けることができるよう、若者向けの教材を作成し、大学や事業者へ教材の活用と消費者教育の充実を働きかけていく。
- ・ 成年年齢を現行の20歳から18歳に引き下げる改正民法が2022年に施行されると、18歳、19歳の若者が悪徳業者の標的となる恐れが高い。
- ・ そのため、若年者が消費者トラブルに巻き込まれないよう、中学生の段階から、学校において、消費生活に関する基礎知識、消費生活相談の事例や対処方法などを身に付ける必要がある。

(2) 事業内容

若者向け消費者教育教材の調達

- ・ 県内の大学や事業所等から、消費者教育の機会や教育の内容についての実態やニーズを調査し、大学や事業所で実施される研修の機会等に容易に活用できる教材を調達する。

中学生向け消費者教育副読本の作成

- ・ 若者が巻き込まれやすい消費者トラブルの事例とその対処方法を中心とした消費者教育指導用の副教材を作成し、県内の中学校等に配布する。

啓発グッズ(消しゴム)の作成

- ・ 消費生活相談窓口の周知のため、県内の中学校等に配布する。

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
消耗品費	300	若者向け啓発資材(リーフレット等)の購入
委託料	2,597	中学生向け消費者教育副読本作成 啓発グッズ(消しゴム)の作成
合計	2,897	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- 【「清流の国ぎふ」創生総合戦略】 2 健やかで安らかな地域づくり
(2) 安らかに暮らせる地域
3 犯罪・交通事故防止の推進
- 【岐阜県消費者施策推進指針】 1 消費者教育・啓発

(2) 国・他県の状況

- ・ 消費者教育推進法が平成24年12月に施行されたことを受け、国及び他県が消費者教育を推進

(3) 後年度の財政負担

- ・ 若者の消費者意識の高揚を図り、自立した消費者として育成できるよう、行政からの支援を継続して実施していく。

(4) 事業主体及びその妥当性

- ・ 若者の消費者被害の未然防止を図り、安心して生活できる地域をつくるため、県が主体となって事業を実施することが重要である。

事業評価調査書

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
若者向け消費者教育教材の活用を通じて、契約や金融の基本的知識と生涯を見通した生活設計能力を身につけていただく。
- ・若者が巻き込まれやすい悪質商法の手口や対処方法、相談窓口等を学んでもらうことが必要である。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移	現在値	目標	達成率
消費生活に関する講座の小・中・高・大学生の参加者数(累計)		3,132 (H30)	4,971 (R1)	18,000 (R6)	27.6%

指標を設定することができない場合の理由

(前年度の取組)

- ・事業の活動内容(会議の開催、研修の参加人数等)
県内の大学や事業所等で配布した。
若者向け消費者教育副読本「おっと!落とし穴 中学生版」を作成し、令和2年9月末に県内中学生等に配布。

(前年度の成果)

- ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
教材の作成・配布することにより、消費者トラブルに対する知識を身につけてもらい、若者の消費者被害の未然防止を図る。
中学生の家庭科や社会科等の授業で利用してもらうことで、中学生に対して消費者トラブルの防止を図ることができる。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い ：必要性が低い 	
(評価) ○	令和2年3月改定の「岐阜県消費者施策推進指針」に基づき事業を実施していく必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている ：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	悪質商法の手口と対処方法を理解し、トラブルに巻き込まれることを防ぐとともに、困った時の相談先を啓発することで、問題を早期に解決することが可能となる。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている ：向上の余地がある 	
(評価)	出前講座、大学入学時ガイダンス等の機会に配布するなどして、対象者（若者）に効率的に配布することができている。 中学生が自宅等でも気軽に学習できるよう、副読本の全体の文字数を抑え、コンパクトに作成した。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 今後も、悪質商法の手口が多様化していくと思われるため、旬の内容をも盛り込んだ教材を準備していく必要がある。

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 若者の消費者トラブルは依然として続いていることから、引き続き消費者教育の充実に取り組んでいく。
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	
組み合わせる理由や期待する効果 など	

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：県民生活行政費

事業名 高齢消費者被害防止取組連携事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 県民生活課 消費生活安全係 電話番号：058-272-1111 (内 2985)

E-mail：c11261@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 4,573 千円 (前年度予算額：1,936 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	1,936	1,936	0	0	0	0	0	0	0
要求額	4,573	4,573	0	0	0	0	0	0	0
決定額	4,573	4,573	0	0	0	0	0	0	0

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・消費者トラブルの相談が引き続き寄せられている中、高齢者の相談内容の特徴は、「訪問販売」「電話勧誘販売」が他の世代に比べて割合が高く、はっきり断る・その場で断ることが出来ないものと推察できる。
- ・また、高齢者は、だまされたことに気づきにくい、被害にあっても誰にも相談しない傾向が強く、高齢者本人からの相談が少ないことから対応が遅れ、次々商法被害といった被害拡大の実態もある。
- ・高齢消費者被害の未然防止と早期発見には、高齢者の周囲の見守りが重要であり、地域の見守りのみならず、対面機会のある事業者にも見守りの担い手を呼びかけて、社会全体で「見守り」活動が行われる体制づくりが必要である。

(2) 事業内容

- ・高齢者と接点が多い事業者等と連携し、啓発物品の配布や出前講座への講師派遣を行うことで、高齢者への声掛けや注意喚起など見守り活動に対する協力を得る。事業者の社会貢献活動を通して、被害の未然防止、早期発見に繋げる。

【連携先】

宅配便事業者

- ・特殊詐欺に関する注意喚起文を掲載した宅配便配送伝票等を作成し、県内のコンビニエンスストア等での配布を行う。

バス事業者

- ・消費者被害に関する注意喚起文及び消費者ホットラインを周知するバスの車内広告を掲出する。
居宅介護支援事業所等
- ・見守りのポイントや消費者ホットラインを周知する啓発物品を作成し、岐阜県居宅介護支援事業協議会を通して各事業所に配布する。
- ・岐阜県居宅介護支援事業協議会と連携し、消費者トラブル防止に関するニュースレターを毎月発行する。
- ・居宅介護支援事業所等に対し、見守り人材に対する出前講座の講師派遣を行う。

(3) 県負担・補助率の考え方

- ・消費者被害の未然防止を図り、安心して暮らせる地域をつくるため、県が主体的役割を果たすことが重要なため。

(4) 類似事業の有無

なし

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
印刷製本費	643	啓発チラシ作成、バス広告作成
委託料	2,127	啓発物品作成・配布、バス広告掲示
消耗品費	681	啓発物品作成
報償費	400	出前講座講師謝金
旅費	712	出前講座講師旅費
役務費	10	発送料
合計	4,573	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

【「清流の国ぎふ」創生総合戦略】 2 健やかで安らかな地域づくり

(2) 安らかに暮らせる地域

3 犯罪・交通事故防止の推進

【岐阜県消費者施策推進指針】 4 多種多様な団体とのネットワークの構築

(2) 国・他県の状況

- ・全国的に高齢者の消費者被害防止は喫緊の課題であり、各県が工夫を凝らして様々な取組を実施

(3) 後年度の財政負担

- ・毎年事業の継続等について必要な検討を実施

事業評価調書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

高齢消費者の被害防止のため、見守り者の裾野を広げて幅広い関係者・関係団体と共同で見守りを行うこととし、被害の未然防止、早期発見に繋げる。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 (前々年度末時点)	目標	達成率
消費生活相談に占める高齢者の割合	26.0% (H26)	27.5% (H29)	30.9% (H30)	27.7% (R1)	25%以下 (R6)	90.3%

指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

- ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
- ・宅配便配達時にチラシを配布
- ・コンビニエンスストア用宅配便配送伝票に注意喚起の印刷

（前年度の成果）

- ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
- 事業者の協力による見守り活動を通じて、高齢消費者の被害の未然防止、早期発見ができた。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い ：必要性が低い 	
(評価)	高年齢消費者の被害防止や被害の救済につながるため、事業の必要性が高い。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている ：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	高年齢者と日常的に接する機会のある事業者と連携して事業を実施することにより、効果的な啓発を行うことができた。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている ：向上の余地がある 	
(評価)	啓発方法について、関係者の意見を徴収し、より効果的な内容で実施した。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 次々と新たな手口による高年齢消費者の被害が発生しており、継続的な取組が必要。
--

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 高年齢消費者の消費生活相談件数の増加を受けて、引き続き高年齢消費者の被害実態の対策に重点を置いた事業展開とする。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	
組み合わせる理由や期待する効果 など	

予 算 要 求 資 料

令和 3 年度当初予算 支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：県民生活行政費

事業名 暮らしの安全モデル校指定事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 県民生活課 消費生活安全係

電話番号:058-272-1111(内 2985)E-mail: c11261@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 671 千円 (前年度予算額: 1,309 千円)

< 財源内訳 >

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄 附 金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	1,309	1,309	0	0	0	0	0	0	0
要求額	671	671	0	0	0	0	0	0	0
決定額	671	671	0	0	0	0	0	0	0

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・暮らしの安全に関する学校における取り組みは、交通安全、防犯、消費者教育等各項目において実施されている。
- ・児童生徒の自立した消費者となる力や、自ら危険を回避する力を育むためには、これらの取り組みの学習効果をこれまで以上に高める必要がある。
- ・一方、これまでこれらの取り組みを一元化して実施されることはなく、各項目をどのように組み合わせると、より高い学習効果があがるかは不明であり、実践により実証する必要がある。

(2) 事業内容

- ・県内高等・特別支援学校各 1 校を「暮らしの安全モデル校」に指定し、学校全体で暮らしの安全に関する項目に取り組み、具体的な教育を実践し、より高い学習効果があがる方法を研究し、その結果を県内に発信する。

(3) 県負担・補助率の考え方

国負担 10 / 10

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	100	謝金・講演会
旅費	130	費用弁償、業務旅費
消耗品費	356	教材購入費
会議費	2	外部講師用飲料
印刷製本費	72	報告書等作成
役務費	10	通信運搬費
負担金	1	研修会参加費
合計	671	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- 【「清流の国ぎふ」創生総合戦略】 2 健やかで安らかな地域づくり
(2) 安らかに暮らせる地域
3 犯罪・交通事故防止の推進
- 【岐阜県消費者施策推進指針】 1 消費者教育・啓発

(2) 国・他県の状況

- ・消費者教育推進法が平成 24 年 12 月に施行されたことを受け、国及び他県が消費者教育を推進

(3) 後年度の財政負担

- ・毎年事業の継続性等について必要な検討を実施

(4) 事業主体及びその妥当性

- ・暮らしの安全に関する学校における取り組みを県下全域に発信していくため、県がその主体的役割を果たすことが重要である。

事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

教科横断的な教職員同士の連携や外部機関との連携、教材開発等を通じて、暮らしの安全に関する学習効果を高め、児童生徒の自立した消費者となる力や危険を回避できる力を育む。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
				(前々年度末時点)		
消費者教育研究指定校(小・中・高等・特別支援学校)	0 (H28)	4 (H29)	8 (H30)	12 (R1)	18 (R3)	66.7%

指標を設定することができない場合の理由

--

(前年度の取組)

・事業の活動内容(会議の開催、研修の参加人数等)

県内の小・中・高等・特別支援学校から各1校をモデル校に指定し、消費者教育に関する講演や研究授業を実施した。

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

各モデル校の計画に基づき、暮らしの安全について、効果的な教育方法を研究した。今後は、蓄積したモデルを他校に展開していくことが見込まれる。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い ：必要性が低い 	
(評価)	暮らしの安全に関する取り組みを一元化し、学校全体で取り組むことで、交通安全、防犯、消費者教育各項目が総合的に運用することができ、より高い学習効果を獲得できる。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている ：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	今後、蓄積したモデルケースを県内の他地域に発信していくことが求められる。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている ：向上の余地がある 	
(評価)	県及び市町村教育委員会やモデル校と緊密な連携をとり効率的な事業が展開できている。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 家庭・学校・地域社会が連携を図った取り組みについては、必ずしも十分ではないため、地域が一体となった暮らしの安全の取り組みをさらに充実させていくことが求められる。
--

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 本事業で得られた取組の成果を普及して、学校や地域ぐるみの暮らしの安全に関する取り組みの充実を図る。
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	
組み合わせる理由や期待する効果 など	

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：県民生活行政費

事業名 暮らしの安全出前講座推進事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 県民生活課 消費生活安全係

電話番号：058-272-1111(内2985) E-mail：c11261@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,546千円(前年度予算額：3,546千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄 附 金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	3,546	0	0	0	0	0	0	0	3,546
要求額	1,546	0	0	0	0	0	0	0	1,546
決定額	1,546	0	0	0	0	0	0	0	1,546

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

- ・交通死亡事故発生件数が年々減少しつつある中、高齢者が占める割合は、依然として高率である。また、「不当・架空請求」や高齢者など弱者を狙った消費者被害も発生している。
- ・一方、これらの被害を防止し、暮らしの安全を確保するためには、地域における自主的な活動が重要であり、地域ボランティア活動の活性化、人材の養成が急務である。
- ・このため、暮らしの安全出前講座を行うことにより、県民に対し暮らしの中に潜む危険から自らを守る意識の醸成を図るとともに、併せて地域課題の解決について学んでもらう。
- ・事業実施にあたっては、対象者の特性に応じて、テーマや講座内容などを検討し、より効果的な学び場となるような講座を行う。

(2) 事業内容

暮らしの安全出前講座の開催

県民各層への有効な情報伝達手段として、県内各地に警察職員、消費生活相談員等が出向き、交通安全・防犯・消費者トラブル等についての心構え、対処方法等を伝える出前講座を実施する。

[対 象] 自治会、高齢者・女性団体、学校、大学等

[講座内容] 交通安全、防犯、消費者トラブルの心構え、対処方法

[講 師] 警察職員、消費生活相談員、消費者啓発推進員等

安全・安心まちづくりアドバイザー派遣

防犯ボランティア団体や自治会等の希望に応じて、防犯ボランティア活動や各種防犯対策について学ぶ講座等を実施する。

[対 象] 防犯ボランティア団体、自治会、PTA、事業者等

[講座内容] 防犯ボランティア活動、最近の犯罪情勢、防犯機器、学校の安全対策、防犯カメラの設置方法など

[講 師] 安全・安心まちづくりアドバイザー

地域の課題解決アドバイザー派遣等

自治会や地域活動団体等の希望に応じて、地域課題の解決の方策について学ぶ講座等を実施する。

[対 象] 自治会、地域活動団体、事業者等

[講座内容] 地域課題の解決について

[講 師] 地域課題に関するアドバイザー、地域活動の実践者等

(3) 県負担・補助率の考え方

地域と一体となって、暮らしの安全の確保を図り、安心してらせる地域をつくるため、県がその主体的役割を果たすことが重要である。

(4) 類似事業の有無 なし

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	560	講師（消費者啓発推進員、アドバイザー）謝金
旅費	427	講師旅費、職員旅費
消耗品費	93	事務用品
役務費	466	消費者啓発推進員傷害保険掛金、郵便料
合計	1,546	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

【「清流の国ぎふ」創生総合戦略】 2 健やかで安らかな地域づくり

(2) 安らかに暮らせる地域

3 犯罪・交通事故防止の推進

【岐阜県消費者施策推進指針】 1 消費者教育・啓発

(2) 後年度の財政負担

・5年を目途に事業の継続等について必要な検討を実施する。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

出前講座を通じ、暮らしの安全に潜む危険について認識いただき、事故や被害の未然防止を図り、暮らしの安全を確保することにより、安全意識を醸成する。また、地域課題の解決について学んでもらい、地域の絆づくりを促進する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移	現在値 (前々年度末時点)	目標	達成率
消費生活に関する講座の高齢者の参加者数（累計）		11,296 (H30)	17,036 (R1)	57,000 (R6)	29.9%

指標を設定することができない場合の理由

--

（前年度の取組）

- ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
 - ・消費者問題未然防止出前講座の開催（令和元年度実績）
 - 対象：自治会、女性・高齢者団体、学校、大学等
 - 講座内容：消費者トラブルの実例及び未然防止のポイント
 - 講師：消費生活相談員、県消費者啓発推進員
 - 活動実績：令和元年度実績 開催回数 168 回、受講者数 9,067 人
 - ・高齢者の交通安全・防犯・消費者被害の防止出前講座
 - 活動実績：令和元年度実績 開催回数 11 回、受講者数 788 人

（前年度の成果）

- ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
 - 自治会、高齢者、学校等への啓発により、消費者トラブルの未然防止が図られた。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い ：必要性が低い 	
(評価)	高水準で推移する高齢者の交通事故防止や防犯、消費者被害の未然防止、地域の課題解決のため、地域、学校、職場等へ出向き、暮らしの安全に関する啓発を行う事業の必要性は高い。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている ：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	県の消費生活相談窓口における消費生活相談件数は、平成16年度の18,392件をピークに年々減少しており、出前講座を含めた啓発事業が効果を上げていると考えられる。 平成29年度は架空請求の急増により前年度から相談件数は増加したが、広報啓発活動の更なる充実が必要である。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている ：向上の余地がある 	
(評価)	交通安全、防犯、消費者被害、地域の課題解決等、暮らしの安全に関する内容を網羅しており、総合的な講座として効率的に、幅広く意識啓発を図っている。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 県民主体の啓発活動を展開するため、「消費者啓発推進員」を養成・増員し、県内各地で広く啓発活動を実施し、消費者トラブルを未然に防止する。

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 今後も、暮らしの安全に関する広報啓発活動として、継続的に実施していく必要がある。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	
組み合わせる理由や期待する効果 など	

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：県民生活行政費

事業名 若年者向け消費者教育強化事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 県民生活課 消費生活安全係

電話番号：058-272 1111(内 2985) E-mail：c11261@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 560千円(前年度予算額：720千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	720	360	0	0	0	0	0	0	360
要求額	560	280	0	0	0	0	0	0	280
決定額	560	280	0	0	0	0	0	0	280

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

- ・成年年齢を現行の20歳から18歳に引き下げる改正民法が2022年4月に施行されることから、若年者の消費者被害防止のため消費者教育の推進が喫緊の課題となっている。

(2) 事業内容

中高生向け出前講座

- ・中学校・高等学校等に弁護士等法律の専門家を派遣して出前講座を実施する。

(3) 県負担・補助率の考え方

地域と一体となって、消費者被害の未然防止を図り、安心してくらせる地域をつくるため、県がその主体的役割を果たすことが重要である。

(4) 類似事業の有無

なし

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	390	講師謝金
旅費	163	講師費用弁償、研修参加旅費
負担金	7	研修参加費
合計	560	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- 【「清流の国ぎふ」創生総合戦略】 2 健やかで安らかな地域づくり
(2) 安らかに暮らせる地域
3 犯罪・交通事故防止の推進
- 【岐阜県消費者施策推進指針】 1 消費者教育・啓発

(2) 国・他県の状況

- ・消費者庁・文部科学省・法務省・金融庁が策定した「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を受けて、国及び他県でも同様の事業を実施

(3) 後年度の財政負担

- ・事業の継続等について必要な検討を実施する。

(4) 事業主体及びその妥当性

- ・若年者の消費者被害の未然防止を図り、安心して生活できる地域をつくるため、県が主体となって事業を実施することが重要である。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

成年年齢を現行の20歳から18歳に引き下げる改正民法が2022年4月に施行されることから、若年者の消費者被害防止のため消費者教育の推進が喫緊の課題となっている。弁護士等の外部人材を活用して、学校での消費者教育を充実させる。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移	現在値 (前々年度末時点)	目標	達成率
消費生活に関する講座の小・中・高・大学生の参加者数(累計)		3,132人 (H30)	4,971人 (R1)	18,000 (R6)	27.6%

指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

成年年齢引き下げを見据え、法律の専門家による出前講座を中学・高校で実施した。

（前年度の成果）

法律の専門家による出前講座を実施することで、中学生・高校生に対し消費者トラブルに巻き込まれないための知識を身につけてもらうことができた。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い ：必要性が低い 	
(評価)	成年年齢を現行の20歳から18歳に引き下げる改正民法が2022年4月に施行されることから、若年者の消費者被害防止のため消費者教育を推進する必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている ：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	法律の専門家による出前講座については、当初の想定より多く実施希望が寄せられ、中高生に対し、消費者教育の推進を図ることができた。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている ：向上の余地がある 	
(評価)	出前講座の内容について、講師となる弁護士等と連携し、より若年者に分かりやすい内容にしていく必要がある。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 成年年齢引き下げを前に、若年者向け消費者教育を推進していくことが喫緊の課題である。

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 若年者の消費者被害防止のため、教育委員会や法律の専門家と協同しながら消費者教育に取り組んでいく。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	
組み合わせる理由や期待する効果 など	

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：県民生活行政費

事業名 若者の消費者トラブル対策事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 県民生活課 消費生活安全係 電話番号：058-272-1111 (内線 2985)

E-mail：c11261@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 2,200 千円 (前年度予算額：2,200 千円)

< 財源内訳 >

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄 附 金	そ の 他	県 債	一 般 財 源
前年度	2,200	1,100	0	0	0	0	0	0	1,100
要求額	2,200	1,100	0	0	0	0	0	0	1,100
決定額	2,200	1,100	0	0	0	0	0	0	1,100

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

- ・若者は社会経験の乏しさ等から、悪質商法の標的とされることが多く、特に20歳となった直後に消費者トラブルが急増している。
- ・2022年4月に成年年齢が現行の20歳から18歳に引き下げられることにより、若者の消費者被害が拡大する恐れがある。
- ・マルチ商法については、近年の傾向として、健康食品等の商品を扱う従来の形から、海外事業等への投資を扱う「モノなしマルチ商法」と呼ばれる新たな手法に関するトラブルが増加している。
- ・消費者ホットラインは、消費生活相談につながる第一歩となるものである一方、若者の認知度は2割に満たない状態である(平成30年度消費者意識基本調査)。
- ・若者に対する消費者トラブル対策は喫緊の課題であり、消費生活相談につなげる取組や悪質商法に関する啓発活動を積極的かつ効果的に実施している必要がある。

(2) 事業内容

マルチ商法被害防止啓発事業（事業費 2,200千円）

- ・マルチ商法被害防止、消費者ホットラインの周知に関する啓発広告を、県内大学の学食トレイステッカーとして掲出する。

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	2,200	大学学食トレイステッカー広告費
合計	2,200	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- 【「清流の国ぎふ」創生総合戦略】 2 健やかで安らかな地域づくり
 - (2) 安らかに暮らせる地域
 - 3 犯罪・交通事故防止の推進
- 【岐阜県消費者施策推進指針】 1 消費者教育・啓発

(2) 国・他県の状況

- ・消費者教育推進法が平成 24 年 12 月に施行されたことを受け、国及び他県が消費者教育を推進

(3) 後年度の財政負担

- ・毎年事業の継続性等について必要な検討を実施

事業評価調査書（県単独補助金除く）

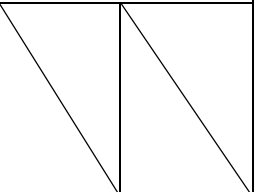
新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
若者の消費者被害を防ぐために、継続的に啓発を行っていく必要がある。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移	現在値 (前々年度末時点)	目標	達成率
若年者の消費者ホットライン188の認知度	25.4 (H30)		28.5 (R1)	30% (R6)	95%

指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

マルチ商法被害防止、消費者ホットラインの周知に関する啓発広告を、ファミリーレストランのテーブルステッカーとして掲出した。（県内20店舗）

（前年度の成果）

若者が多く利用するファミリーレストランにて啓発広告を行うことで、マルチ商法の被害の未然防止、被害の救済につながる。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い ：必要性が低い 	
(評価)	若者の被害の未然防止、被害の救済につながるため、事業の必要性が高い。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている ：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	悪質商法の手口と対処方法を理解し、トラブルに巻き込まれることを防ぐとともに、困ったときの相談先を知っていれば、問題を早期に解決することが可能となる
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている ：向上の余地がある 	
(評価)	効果的に内容が伝わるよう、文字やイラストの配置、文章を工夫し、シンプルで目に付きやすいステッカーを作成した。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 日々変化する消費者トラブルの状況に注視し、啓発内容が陳腐化することがないように対応していく必要がある。学生の行動範囲を把握し、より効果的な掲出場所、方法を検討していく必要がある。

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 若者の消費者被害を未然に防止するため、継続して啓発を行っていく必要がある。また、より効果的な掲出場所、方法を検討する必要がある。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	
組み合わせる理由や期待する効果 など	

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：県民生活行政費

事業名 高校生向け啓発カレンダー制作事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 県民生活課 消費生活安全係 電話番号：058-272-1111 (内 2986)

E-mail：c11261@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,200 千円 (前年度予算額：1,200 千円)

< 財源内訳 >

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	1,200	600	0	0	0	0	0	0	600
要求額	1,200	600	0	0	0	0	0	0	600
決定額	1,200	600	0	0	0	0	0	0	600

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・県では平成29年3月策定(令和2年3月改定予定)の「岐阜県消費者施策推進指針」に基づき、幼児期から高齢期までの各段階に応じた体系的な消費者教育を推進する必要がある。
- ・とりわけ、2022年の改正民法施行による成年年齢引き下げを見据えた若年者への消費者教育の強化は、国が示す「消費者教育の推進に関する基本的な方針(対象期間：平成30年度～令和4年度)」の重点事項でもある。
- ・実際、県民生活相談センターに寄せられる相談事例を見ても、20歳の若者の相談件数は、18歳や19歳のそれと比べて1.5倍、2.4倍に上り、成人を機に消費者トラブルに巻き込まれやすい傾向がうかがえる。
- ・また、マルチ取引に関する相談が突出して多いのも、この世代の特徴で、とりわけ未成年者取消ができなくなる20歳で相談が急増している。そのほか、携帯電話やインターネットを利用した有料サイト名目の不当請求、インターネット通販トラブルなどに関する相談も寄せられている。
- ・成人になりたての若者は、契約に関する知識や経験が乏しいこともあり、内容をよく理解しないまま、安易に契約を結んでしまう傾向にあり、社会経験に乏しく、保護のない成人を狙い打ちにする悪質な業者も存在する。
- ・このため、成人後に消費者トラブルに巻き込まれないよう、消費生活に関する基礎知識、消費者トラブル事例や対処方法などにかかる学校における

消費者教育はもちろんのこと、生徒自らが消費者トラブルの啓発にかかわる機会の提供や、保護者からの家庭支援も得ながら、学びの相乗効果を図る必要がある。

(2) 事業内容

高校生向け啓発カレンダーの制作配布

- ・若者が巻き込まれやすい消費者トラブル(マルチ取引、オンラインゲーム、定期購入等)とその対処法を紹介した「カレンダー」を作成し、家庭での利用を想定して全高校生に配布
- ・高校の美術部員等が消費者トラブル事例のイラスト制作にかかわる高校生参画型事業

(3) 県負担・補助率の考え方

岐阜県消費者施策推進指針に掲げられている施策であり、県下全域の高校生とその家庭への啓発事業であるため、県での実施が必要である。

(4) 類似事業の有無

なし

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	1,200	啓発カレンダー作成委託費
合計	1,200	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- 【「清流の国ぎふ」創生総合戦略】 2 健やかで安らかな地域づくり
 - (2) 安らかに暮らせる地域
 - 3 犯罪・交通事故防止の推進

- 【岐阜県消費者施策推進指針】 3 消費者教育・啓発

(2) 国・他県の状況

- ・消費者教育推進法が平成24年12月に施行されたことを受け、国及び他県が消費者教育を推進

(3) 後年度の財政負担

- ・事業の継続性について、必要な検討を実施する。

(4) 事業主体及びその妥当性

- ・若年者の消費者被害の未然防止を図り、安心して消費生活を営むことができる社会の実現に向け、県が主体となって事業を実施することが重要である。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

成年年齢を18歳に引き下げる民法改正が2022年4月に施行されることから、若年者の消費者被害防止のための取り組みが喫緊の課題となっている。若者に多い消費者トラブルとその対処法をイラストで分かりやすく紹介したカレンダーを作成し、県内全高校生に配布する。学校での消費者教育に加え、家庭でのカレンダーの活用により、若年者はもとより親、祖父母、兄弟などを含む世代を超えた啓発による学びの相乗効果を図る。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
若年者（15～19歳）の消費者ホットライン188の認知度	25.2% （H30）			28.5% （R1）	30% （R6）	95%

指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

（前年度の成果）

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い ：必要性が低い 	
(評価)	平成24年12月に「消費者教育の推進に関する法律」が成立し、県においても学校における消費者教育の推進を図っていく責務がある。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている ：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	-
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている ：向上の余地がある 	
(評価)	-

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 2020年の改正民法施行により成年年齢が引き下げられるため、引き続き若年者の消費者教育に取り組む必要がある。
--

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 成人間もない若者が、高度化、複雑化する消費者トラブルに巻き込まれないよう、新たな商法や若者に特徴的な商法にかかる注意喚起等を若者自身とその家庭にわかりやすく伝える啓発物を作成する。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	-
組み合わせる理由や期待する効果 など	-

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：県民生活行政費

事業名 消費者の多様性に応じた相談窓口体制整備事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 県民生活課 消費生活安全係 電話番号：058-272-1111 (内 2986)

E-mail：c11261@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,158 千円 (前年度予算額：1,391 千円)

< 財源内訳 >

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	1,391	695	0	0	0	0	0	0	696
要求額	1,158	579	0	0	0	0	0	0	579
決定額	1,158	579	0	0	0	0	0	0	579

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・SDGsの「誰一人取り残さない」理念は、消費者政策に通ずるもので、消費者の多様な背景(若者・高齢者・障害の有無・母語等)を踏まえた取組みは、国の次期消費者基本計画の基本的な方向性であり、消費者の多様性に応じた啓発や相談窓口の整備を推し進める必要がある。
- ・消費者トラブルの啓発により、在住外国人や障がい者の消費者被害を未然に防止するとともに、被害の拡大を食い止めるためには、消費生活相談窓口の認知度向上に加え、消費生活相談の多言語対応体制の整備、相談支援専門員など障がい者を見守る人材に向けた周知が不可欠である。

(2) 事業内容

県相談窓口における音声自動翻訳機の配備

- ・県の消費生活相談窓口3箇所(県民生活相談センター、可茂・飛騨県事務所)に音声自動翻訳機を導入し、多言語に対応した相談体制を整える。
- 障がい者見守り団体との連携
- ・障がい者見守り人材向けクリアファイルの作成
消費者トラブル事例、消費生活相談窓口及び見守りポイントなどを記載したクリアファイルを作成し、障がい者見守り人材に配布することにより、障がい者の消費生活トラブルの早期発見を図る。
 - ・障がい者見守り団体を対象とした出前講座を行い、消費者トラブルの事例を紹介するとともに、その対処法について学んでいただき、障がい者の消

費者トラブルの早期発見、早期解決を図る。

○外国語版「消費生活ガイドブック」の作成

・「暮らしの安全ガイドブック(小学生版)」の消費生活部分をポルトガル語及びタガログ語に翻訳した冊子を作成。

必要とする市町村へ配布し在住外国人が在籍する小・中学校で活用することにより、消費者トラブルの未然防止及び相談窓口の周知を図る。

(3) 県負担・補助率の考え方

県内在住外国人及び障がい者への対応事業であるため、県での実施が必要である。

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	40	出前講座
旅費	89	出前講座
印刷製本費	648	外国語版「消費生活ガイドブック」作成委託
委託料	285	障がい者見守り人材向けクリアファイル作成委託
使用料及び賃借料	96	音声自動翻訳機レンタル料
合計	1,158	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

【「清流の国ぎふ」創生総合戦略】 2 健やかで安らかな地域づくり

(2) 安らかに暮らせる地域

3 犯罪・交通事故防止の推進

【岐阜県消費者施策推進指針】 1 消費者教育・啓発

(2) 国・他県の状況

・消費者基本法に基づく国の次期消費者基本計画(令和2年度～令和6年度)には、地方が取り組むべき新たな課題として、外国人からの消費生活相談体制の整備や消費生活窓口の認知度向上が盛り込まれる見込みであることを受け、県で推進。

(3) 後年度の財政負担

・事業の継続性について、必要な検討を実施する。

(4) 事業主体及びその妥当性

・在住外国人の消費者トラブルの早期解決を図り、安心して消費生活を営むことができる社会の実現に向け、県が主体となって事業を実施することが重要である。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

消費者の多様な背景（若者・高齢者・障害の有無・母語等）を踏まえた取り組みは、国の次期消費者基本計画の基本的な方向性であり、県でも、消費者の多様性に応じた啓発や消費生活相談窓口の整備を進める必要がある。

自動翻訳機の配備による窓口での多言語体制整備に取り組むとともに、「消費生活ガイドブック」（ポルトガル語及びタガログ語）を作成し、在住外国人が在籍する小・中学校で活用することにより、消費者トラブルの未然防止及び相談窓口の周知を図る。

また、消費者トラブル事例、消費生活相談窓口及び見守りポイントなどを記載したクリアファイルを作成し、障がい者見守り人材に配布することにより、障がい者の消費生活トラブルの未然防止・早期発見を図る。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 (前々年度末時点)	目標	達成率
外国人からの相談件数	2件 (H30)			8件 (R1)	20件 (R4)	40%
障がいをお持ちの方からの相談件数	31件 (H30)			27件 (R1)	50件 (R4)	54%

指標を設定することができない場合の理由

--

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

多言語で相談窓口を紹介したパンフレットを作成し、在住外国人への周知を図るとともに、自動翻訳機を配備し、窓口の多言語体制整備に取り組んだ。

また、視覚障害者向けに点字パンフレットを作成し、相談窓口の周知を図るとともに、聴覚障害をお持ちの方からの相談にもスムーズに対応できるよう、相談窓口に筆談ボードを配備し、機能強化を進めた。

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
在住外国人及び視覚障がい者に、相談窓口を紹介し、消費者トラブルの早期発見、早期解決を図ることができた。
また、自動翻訳機の配備により、在住外国人からの消費生活相談にスムーズに対応することができた。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か) : 必要性が高い : 必要性が低い	
(評価) ○	在住外国人及び障がい者の消費者トラブルの解消につながるため、事業の必要性が高い。
・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) : 概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている : まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価) ○	在住外国人や障がい者に消費生活相談窓口を紹介することにより、消費者トラブルの早期発見、早期解決を図る。
・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) : 効率化は図られている : 向上の余地がある	
(評価) ○	多様な背景に応じた啓発、相談体制の整備が必要と思われる相手を限定し実施しており、効率的に事業を実施している。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項
消費者の多様な背景に応じた啓発、相談体制の整備は継続的に取り組むべき必要がある。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか
多様な消費者の被害を未然に防止するため、継続して啓発、相談体制の整備を進める必要がある。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	
組み合わせる理由や期待する効果 など	

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：県民生活行政費

事業名 消費者教育担い手育成事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 県民生活課 消費生活安全係

電話番号：058-272-1111(内 2985) E-mail：c11261@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 386千円(前年度予算額： 386千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	386	386	0	0	0	0	0	0	0
要求額	386	193	0	0	0	0	0	0	193
決定額	386	193	0	0	0	0	0	0	193

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

- ・平成24年12月の消費者教育推進法施行に伴い、県では平成26年3月に岐阜県消費者教育推進計画を策定、その後、平成29年3月には岐阜県消費者教育推進計画を包含した新たな岐阜県消費者施策推進指針を策定、令和2年3月には、同指針の改定を行った。
- ・上記指針の柱として掲げる「ライフステージに応じた消費者教育の推進」、すなわち県民の誰もが、様々な場で消費生活について学ぶ機会が提供できるよう、消費者教育の担い手となる人材を育成していく必要がある。

(2) 事業内容

消費者啓発推進員スキルアップ研修会等の開催

- ・消費生活に関する最新情報の提供や寸劇の実演等

(3) 県負担・補助率の考え方

- ・すべての県民が、消費者教育を受けることができる機会を提供するため、県が主体となって事業を進めることが重要である。

- (4) 類似事業の有無
なし

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	52	講師等謝金
旅費	221	費用弁償
消耗品	36	教材購入費
会議費	1	講師飲料
役務費	1	切手代
使用料	75	会場使用料
合計	386	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- 【「清流の国ぎふ」創生総合戦略】 2 健やかで安らかな地域づくり
(2) 安らかに暮らせる地域
3 犯罪・交通事故防止の推進
- 【岐阜県消費者施策推進指針】 1 消費者教育・啓発

(2) 国・他県の状況

- ・消費者教育推進法が平成 24 年 12 月に施行されたことを受け、国及び他県が消費者教育を推進

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

県民の誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、様々な場で、消費者教育を受けることができる機会を提供するため、消費者教育の担い手となる人材育成に取り組む。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移	現在値 (前々年度末時点)	目標	達成率
消費者教育担い手育成者研修参加率		53.0% (H30)	49.5% (R1)	75% (R6)	66%

指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

- ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
消費者啓発推進員スキルアップ研修会開催
県、市消費生活相談員研修（担い手研修会）開催

（前年度の成果）

- ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
消費者教育の担い手である県・市消費生活相談員、消費者啓発推進員等の多くが研修に参加し、消費者教育担い手としての意識を深めることができた。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い ：必要性が低い 	
(評価) ○	令和2年3月に改定された「岐阜県消費者施策推進指針」に基づき事業を実施していく必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている ：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価) ○	県・市の消費生活相談員、消費者啓発推進員の多くが研修会に参加し、消費者教育担い手としての人材育成が図られた。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている ：向上の余地がある 	
(評価) ○	研修実施方法について、専門的知識・経験豊富な講師と調整し、効率的な事業実施を図る。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 消費者被害に遭わない自立した消費者を育成するため、消費者教育の担い手となりうる人材を継続して育成する必要がある。
--

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 地域における消費者教育の担い手育成を継続して実施していく。
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	
組み合わせる理由や期待する効果 など	

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：県民生活行政費

事業名 消費生活相談員資格取得支援講座開催事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 県民生活課 消費生活安全係 電話番号：058-272-1111(2986)

E-mail：c11261@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 4,805 千円 (前年度予算額：4,805 千円)

< 財源内訳 >

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	繰入金	県 債	一 般 財 源
前年度	4,805	4,805	0	0	0	0	0	0	0
要求額	4,805	4,805	0	0	0	0	0	0	0
決定額	4,805	4,805	0	0	0	0	0	0	0

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・消費者安全法 (平成 21 年 9 月施行) により、消費者からの一義的な相談は市町村で対応することが明記され、市町村の相談窓口の充実強化に取り組んでいる。
- ・現在、消費生活相談窓口は全市町村において開設され、専任の相談員を配置しているものの、7 市町村においては、消費生活センターの設置要件の一つである消費生活相談に関する資格を有しない者を配置している。
また、約 4 割の市町村においては、専任の相談員による相談日は月 1 日又は 2 日であり、十分な相談体制が整っているとはいえない状況である。
- ・相談体制の充実を図る予定の市町村においては、相談に即座に対応できる有資格者人材の確保が求められている。
- ・本県においては、消費生活相談に関する資格保有者数が少ないことから、早急な資格取得者の育成が課題となっている。

(2) 事業内容

消費生活相談員資格取得支援講座の開催

- ・県民を対象に消費生活相談員の資格取得に向けた養成講座を開催し、市町

村の消費生活相談業務の担い手を育成する。

- ・内容は、消費生活相談員の資格を有していない者及び有資格者のうち実務経験がない者を対象に支援講座（通常コース：座学講座・通信講座）を実施する。また、通常コース対象者及び有資格者のうち国家資格を目指す者を対象に支援講座（直前コース）を実施する。
- ・講座は岐阜市で開催する。

相談員就業希望者名簿への登録

- ・消費者安全法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員試験に合格した者で県内で相談員として働く意志のある方に、相談員就業希望者として県へ登録いただく。
- ・本人の同意のもと、消費生活相談員を募集する市町村に提供し、併せて登録者（現行3資格保有者（注）を含む消費生活相談に関する資格を保有している者）に対しても市町村における相談員募集情報を提供することにより、市町村の相談員確保を推進する。

（注）：（独）国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格を有する者、（一財）日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格を有する者、（一財）日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格を有する者

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	4,805	資格取得講座の開催
合計	4,805	

決定額の考え方

4 参考事項

（1）各種計画での位置づけ

- 【「清流の国ぎふ」創生総合戦略】 2 健やかで安らかな地域づくり
 - (2) 安らかに暮らせる地域
 - 3 犯罪・交通事故防止の推進

【岐阜県消費者施策推進指針】 3 消費者被害の救済

（2）後年度の財政負担

- ・事業内容など毎年事業の継続性について検証する。

（3）事業主体及びその妥当性

- ・県内の消費生活相談窓口（相談員）が連携し、一体となって消費者被害の未然防止・救済を図るためには、県が事業主体となることが妥当である。

事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
消費生活相談に関する資格を保有している相談員を配置している市町村を75%に引き上げる。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業 開始前	指標の推移		現在値 (前々年度末時点)	目標	達成率
消費生活相談員有 資格者数(市町村 相談員)	18人 (H26)	28人 (H29)	34人 (H30)	32人 (R1)	38人 (R3)	84.2%

指標を設定することができない場合の理由

(前年度の取組)

- ・事業の活動内容(会議の開催、研修の参加人数等)
講座参加者：通常コース27名(うち、受験者14名)
直前コース23名(うち、受験者16名)
23名には通常コース20名を含む
16名には通常コース14名を含む

(前年度の成果)

- ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
講座参加者30名中16名が受験し、8名が消費生活専門相談員試験合格

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い ：必要性が低い 	
(評価) ○	住民に最も身近な市町村の消費生活相談体制の充実強化を図るため、消費生活相談に対して専門的な知識を持ち即座に対応できる人材（有資格者）を育成する必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている ：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価) ○	試験受験者のうち合格者は50%であり、全国平均(37.2%)を上回っており、期待どおりの成果が得られてる。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている ：向上の余地がある 	
(評価)	講座内容について、専門的知識・経験豊富な委託業者と調整し、効率的な事業実施を図る。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 <p>市町村の相談窓口においては、専門の相談員を配置しているが、このうち無資格の相談員を配置している市町村は7市町村であり、有資格者を相談員として配置することが必要。</p>

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか <p>住民に最も身近な市町村の相談窓口で適切な相談対応ができるよう資格を保有する相談員を継続して育成する必要がある。</p>

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：県民生活行政費

事業名 多重債務者生活再建支援事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 県民生活相談課 消費生活安全係 電話番号：058-272-1111(2986)

E-mail: c11261@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 121 千円 (前年度予算額：141 千円)

< 財源内訳 >

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	141	0	0	0	0	0	0	0	141
要求額	121	0	0	0	0	0	0	0	121
決定額	121	0	0	0	0	0	0	0	121

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・令和元年度に県に寄せられた多重債務に関する相談件数は128件であり、相談件数は減少傾向にある。しかしながら、相談を躊躇する多重債務者も潜在するなど状況は依然深刻なものがある。
- ・また、自己破産等により債務整理をしたとしても、その後の生活再建や家計管理に不安を訴える相談者も多い現状がある。
- ・多重債務問題を個人の問題にとどめず社会的問題と認識し、健全な社会生活を送れるよう総合的な支援を行う必要がある。

(2) 事業内容

多重債務者生活再建支援事業

県、市町村職員、相談員の資質向上

- ・県、市町村の相談対応者や生活困窮者自立支援に携わる職員に対する研修会の実施

相談窓口、早期相談、解決方法の啓発

- ・消費生活に関する他の広報と併せて実施

無料相談会の開催

県弁護士会、県司法書士会との連携により、毎月1回無料相談会を開催
(偶数月 県民生活相談センター 奇数月 県総合庁舎)

関係組織の運営

「多重債務問題検討会」

(3) 県負担・補助率の考え方

多重債務問題に関しては、弁護士会・司法書士会等の関係団体と緊密な連携を必要とするが、県民の安心・安全を確保する中核として県が取組む必要が求められるため、事業実施が必要である。

(4) 類似事業の有無

なし

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
消耗品費	50	事務用品・コピー
会議費	4	お茶代
役務費	36	電話代・郵送代
使用料	31	会場借上料
合計	121	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- 【「清流の国ぎふ」創生総合戦略】 2 健やかで安らかな地域づくり
(2) 安らかに暮らせる地域
3 犯罪・交通事故防止の推進
- 【岐阜県消費者施策推進指針】 3 消費者被害の救済

(2) 後年度の財政負担

- ・ 多重債務相談者数の推移を見ながら事業の継続性について検証する。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

- 多重債務無料相談の実施により、問題解決を図るとともに、生活再建を支援し、多重債務に苦しむ県民の根絶を目指す。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業 開始前	指標の推移		現在値 <small>（前々年度末時点）</small>	目 標	達成率
多重債務相談件数	188 <small>（H26）</small>	153 <small>（H29）</small>	132 <small>（H30）</small>	128 <small>（R1）</small>	94 <small>（R5）</small>	73.4%

指標を設定することができない場合の理由

--

（前年度の取組）

- 事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
多重債務問題検討会の開催、1回 岐阜県弁護士会、日本司法支援センター等の多重債務者支援団体が出席。

（前年度の成果）

- 前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
消費生活相談部門だけでなく、福祉部門、徴収部門など幅広い担当者が参加することで、多重債務問題の早期発見と相談部門との連携が図られることが期待できる。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） : 必要性が高い : 必要性が低い 	
(評価)	多重債務問題は、平成22年6月の改正貸金業法の完全施行により、相談件数は減少しているが、依然サラ金等への返済に苦しむ県民が多数存在していると推測される。 また、債務消滅後でも生活再建に苦慮する県民も存在すると見込まれることから、事業実施の必要性がある。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） : 概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている : まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価) ○	多重債務者の抱える問題が債務整理だけでは解決できない例があることから、生活再建に向けた取り組みを合わせて行う。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） : 効率化は図られている : 向上の余地がある 	
(評価) ○	多重債務相談と家計相談を同時に実施するなど、早期解決に向けた取り組みを行っている。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 たとえ多重債務問題が解決しても、家計管理ができなければ再度多重債務に陥る可能性があることから、相談にとどまらず生活再建まで支援する必要がある。
--

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 今後とも、多重債務に悩む県民の相談に乗り、問題を解決するため事業を継続する必要がある。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	
組み合わせる理由や期待する効果 など	

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：交通安全対策推進費

事業名 自転車安全運転体験事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 県民生活課 交通安全・コミュニティ係

電話番号：058-272-1111 (内 2391)

E-mail：c11261@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 2,100 千円 (前年度予算額：2,100 千円)

< 財源内訳 >

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	2,100	0	0	0	0	0	0	0	2,100
要求額	2,100	0	0	0	0	0	0	0	2,100
決定額	2,100	0	0	0	0	0	0	0	2,100

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

近年、交通事故の発生件数が減少傾向にある中で、全交通事故死者数に占める高齢者の割合は高い状況にある。中でも、令和元年の自転車走行中の交通事故死者数は13人であり、そのうち高齢者は8割弱の10人を占めた。

また、最近では交通事故の加害者として自転車運転者に対し高額損害賠償を求められる事例もあり、高齢者はもちろんのこと、幅広い年齢層に対して自転車運転時の交通マナーの向上を図る必要があるため、自転車の安全運転に特化した交通安全出前講座を実施する。

(2) 事業内容

地域の自治会や老人クラブ、学校などにおいて、「自転車シミュレータ」を活用した参加体験型の出前講座を実施する。

- ・ 内 容：自転車事故の特徴説明、自転車シミュレータを活用した道路通行・横断疑似体験等
- ・ 対 象：学校、市町村、自治会、老人クラブ、子ども会等

・実施回数：40回

(3) 県負担・補助率の考え方

県が目指す「交通事故の根絶」を実現するため。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
旅費	18	出前講座に係る職員の業務旅費
需用費	60	事務用消耗品購入費
役務費	56	郵送料等
委託料	1,966	出前講座に係る業務委託料
合計	2,100	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

【「清流の国ぎふ」創生総合戦略】

2 健やかで安らかな地域づくり

(2) 安らかに暮らせる地域

3 犯罪・交通事故防止の推進

【第10次岐阜県交通安全計画】

(2) 後年度の財政負担

交通事故発生状況を見ながら事業の継続等について必要な検討を実施する。

(3) 事業主体及びその妥当性

地域と一体となって、交通事故や犯罪の撲滅・防止を図り、安心して暮らせる地域をつくるため、県がその主体的役割を果たすことが妥当である。

事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
交通死亡事故のうち、高齢者が犠牲となる事故が半数近くを占めている状況から、自転車運転における交通安全意識の高揚を図ることを目的とする。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業 開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
				(前々年度末時点)		
出前講座開催数 (累計)	- (H26)	130回 (H29)	170回 (H30)	201回 (R1)	330回 (R4)	60.9%

指標を設定することができない場合の理由

(前年度の取組)

・事業の活動内容(会議の開催、研修の参加人数等)
開催実績: 31講座を実施済み(R1)
地域別実績: 岐阜 12 西濃 3 中濃 8 東濃 5 飛騨 3
受講者数: 2,698人

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
講座の理解度について、9割以上の方が「よく理解できた」「理解できた」と回答しており、多数の受講者が自転車の安全な運転方法を理解できており、運転時の交通安全意識の高揚につながっている。

アンケート結果でも下記のとおり好評を得ている。

「自転車は学生にとって主要な交通手段なので交通ルールをしっかりと学べたことが良かった」

「安全への意識を高められるいい機会になった」

「今までの自分の自転車の運転の仕方を見直すことができた」

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い ：必要性が低い 	
(評価)	<p>自転車交通事故死者数の半数以上が高齢者であること、自転車事故における高額損害賠償が社会的注目を浴びていることなどから、自転車運転における交通安全意識の向上を目的とした教育・啓発は必要である。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている ：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	<p>受講者のアンケートでは「大変勉強になった」などの意見もあり、交通安全意識の高揚を図ることができている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている ：向上の余地がある 	
(評価)	<p>一人あたりの体験時間が長くなるため、代表者数名の体験を基にスクリーンなどで結果の検証を行い、自転車運転時の注意点を分かりやすく学ぶことができる内容とするなど効率的な講座運営を図っている。</p>

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 <p>自転車は、身近な交通手段として、また健康志向などから利用者が増加する中、自転車が当事者となる交通事故割合の増加、自転車利用者の交通ルール・マナーの悪さが社会問題となっており、自転車利用者に対する交通安全教育の実施が必要である。</p>
--

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか <p>高齢者の交通事故件数が依然として多いため、今後も継続して取り組んでいく必要がある。</p>

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

<p>組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課</p>	
<p>組み合わせる理由や期待する効果 など</p>	